

令和 6 年 4 月
(有) ケイアンドワイ

ケアアンドワイ介護職員実務者研修（通信課程） 学則

（目的）

第 1 条 本研修は、高齢化率の上昇に伴い多様化する介護サービスのニーズに対応した適切な介護サービスを提供することができるよう、介護の実践を支える福祉理念の理解を深めるとともに、専門職としての基本姿勢、知識、技術を習得し、広く地域社会に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

（研修の名称・位置）

第 2 条 研修事業の名称及び位置については次のとおりとする。
ケアアンドワイ介護職員実務者研修（通信課程）
福島県いわき市泉ヶ丘 2-10-6

（修業年限）

第 3 条 修業年限は、6 ヶ月間とする。ただし、すでに訪問介護員養成研修（1 級・2 級）、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修の資格を保有している場合は 3 ヶ月以上とする。

（受講定員）

第 4 条 1 開講 1 2 名定員とする。年間開講日程については別途案内するものとする。

（養成課程）

第 5 条 養成課程は通信課程とする。

（履修方法）

第 6 条 研修カリキュラムに基づく通信学習時間数に相当する課題の修了、面接授業時間数の出席を必要とする。

（入学時期）

第 7 条 入学時期は、各開講時期による。

(受講対象者)

第8条 受講対象者は以下のとおりとする。

- (1) 実務者研修資格取得を希望する者
- (2) 面接授業（スクーリング）において教室に通学可能な者

(受講者の選考方法)

第9条 先着優先のうえ、研修を受けるにあたっての心構え、介護福祉分野に対する知識規則遵守の適応性、態度等を面接及び書類で判断し受講を決定する。

(受講手続き)

第10条 前条で決定した受講生は指定の期日までに受講料を振込先金融機関に振り込むことで受講を許可するものとする。

(休学)

第11条 受講生が休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類を（診断書等）を添えて提出し、研修部長の承認を得なければならない。（最大2年までとする）

(復学)

第12条 前条の者が復学しようとするときには、復学願いを研修部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第13条 受講生が退学しようとするときは、その事由を記載した書類を研修部長に提出しその許可を得なければならない。退学の場合、受講料の返金を行わない。

(研修修了の認定方法)

第14条 修了の認定は以下のとおりとする。

- (1) 受講料を全額納付し、カリキュラムの全課程を履修していること
- (2) 通信問題は提出期日を厳守し、7割以上の得点であること
- (3) 介護過程Ⅲにおいて実技、演習での習得度が確実に認められること、及び実技評価試験において評価基準を満たすこと
評価基準
A=10項目以上、B=8項目以上、C=6項目以上、D=5項目以下

C 以上を合格とし、D は不合格とする

不合格の場合は再評価する。その後再指導にて評価し

再評価での合格の際は C' とする

- (4) 医療的ケアにおいて各行為 5 回のうち 1 回以上完全に手順を終えれば
履修とみなす

(受講料)

第 15 条 研修参加費用は以下のとおりとする。

無資格者	130,000 円
訪問介護員養成研修 3 級修了者	
介護職員初任者研修修了者	90,000 円
訪問介護員養成研修 1 級修了者	
訪問介護員養成研修 2 級修了者	
介護職員基礎研修修了者	

(教職員の組織)

第 16 条 本研修に、研修部長、教務主任、専任職員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第 17 条 次に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(その他の事項)

第 18 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、研修部長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。